

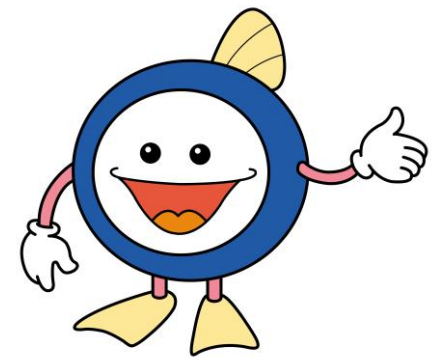
敦賀市上下水道事業 経営検討委員会

敦賀市水道部経営企画課

令和8年2月12日

目次

1. 経営検討委員会の役割と経緯
2. 今年度以降の経営検討委員会の位置づけ
3. 現在の上下水道事業の状況
4. 今後の検討事項
5. 意見交換



1. 経営検討委員会の役割と経緯

1 敦賀市上下水道事業経営検討委員会

「敦賀市新水道ビジョンその他の水道事業及び下水道事業に係る各種計画の改定」及び「将来にわたって安定的な事業運営を継続するための施策」について、幅広く意見を求め、専門的な観点からも検討するために設置する委員会

- (1) 所掌事務
 - ・各種計画の改定に関する事
 - ・健全な経営を維持していくための具体的な施策に関する事
- (2) 委員数 10人
- (3) 委員任期 委嘱の日～管理者に答申した日
(令和6年8月6日～令和7年3月27日)

2 主な検討事項

- ・新水道ビジョン、水道事業・下水道事業経営戦略等の改定
- ・水道料金及び下水道使用料の適正化

3 委員会の運営

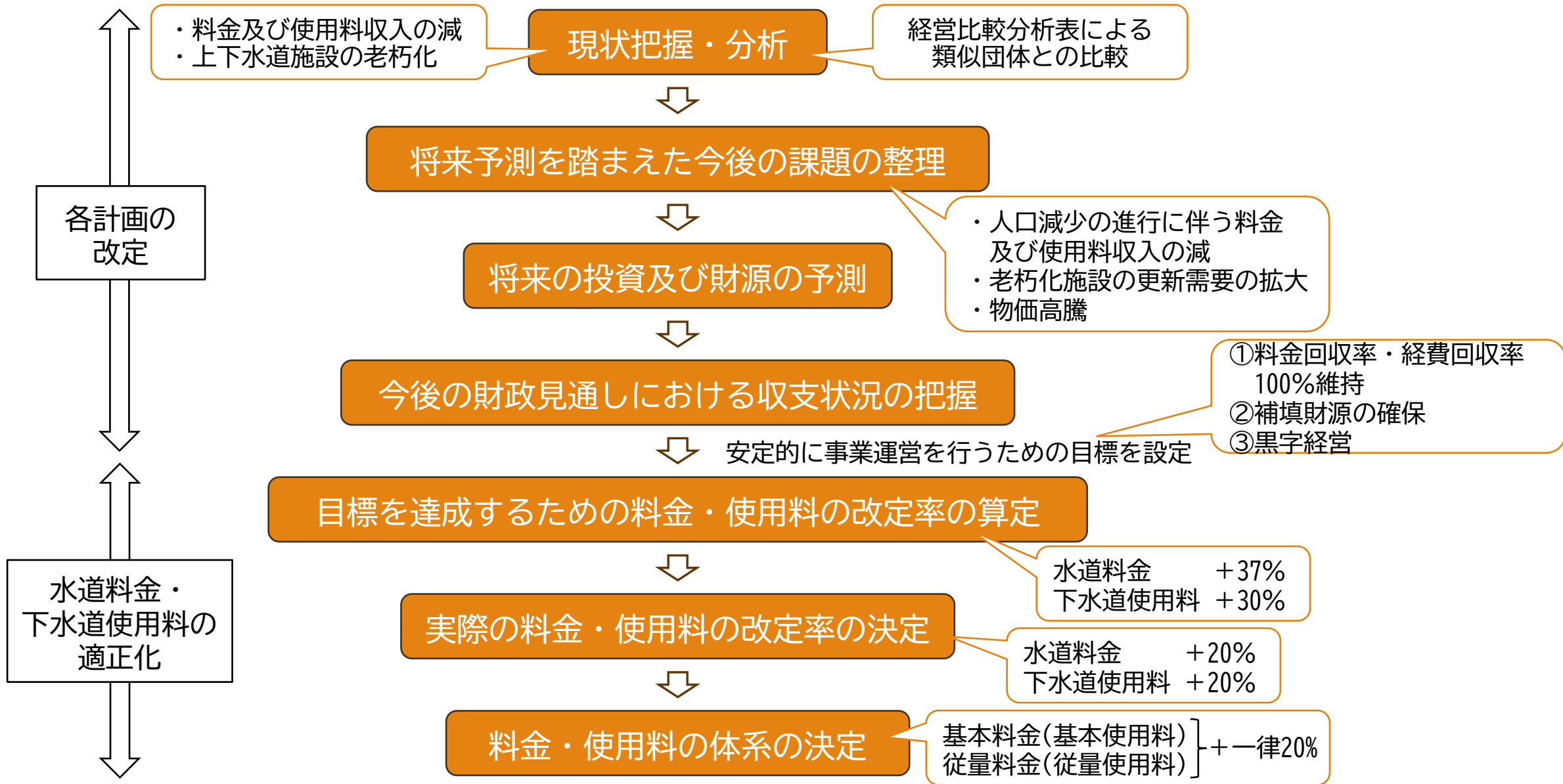
- ・委員長及び副委員長を各1人を置く。
- ・委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- ・委員会は、委員の過半数の出席が必要

※委員会での検討状況を広く周知するため、報道機関及び市議会議員に案内

令和6年度敦賀市上下水道事業経営検討委員会の開催状況

日 程		検 討 事 項 等
第1回	R6.8.6	<ul style="list-style-type: none">・ 諮問・ 上下水道事業の概要・ 今後の課題
第2回	R6.10.7	<ul style="list-style-type: none">・ 施設見学（天筒浄化センター、松島ポンプ場、昭和浄水場）・ 各種事業計画の検討・ 将来予測・ 財政見通し・ 経営指標による現状分析・ 経営健全化の取組み
第3回	R6.11.18	<ul style="list-style-type: none">・ 料金改定の検討方針
第4回	R7.1.21	<ul style="list-style-type: none">・ 改定率・ 料金体系の検討
第5回	R7.2.18	<ul style="list-style-type: none">・ 議員説明会の報告・ 上下水道事業の各種計画・ 料金体系の検討
第6回	R7.3.17	<ul style="list-style-type: none">・ 答申案の検討
答 申	R7.3.27	<ul style="list-style-type: none">・ 市長に答申

令和6年度における検討経過

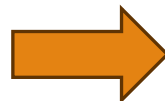


水道料金の料金体系

改定前の体系(～R7.12) ※月額、税抜

区分		料金
基本料金 〔メーター 口径〕	13mm	960円
	20mm	1,140円
	30mm	1,440円
	40mm	1,680円
	50mm	2,760円
	75mm	4,200円
	100mm	5,400円
従量料金 (1m ³ につき)	1～ 10m ³	4円
	11～ 30m ³	102円
	31～100m ³	114円
	101m ³ ～	126円

基本料金、
従量料金
ともに
一律+20%



改定後の体系(R8.1～) ※月額、税抜

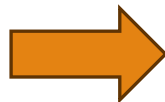
区分		料金
基本料金 〔メーター 口径〕	13mm	1,150円
	20mm	1,370円
	30mm	1,730円
	40mm	2,020円
	50mm	3,310円
	75mm	5,040円
	100mm	6,480円
従量料金 (1m ³ につき)	1～ 10m ³	5円
	11～ 30m ³	122円
	31～100m ³	137円
	101m ³ ～	151円

下水道使用料の使用料体系

改定前の体系(～R7.12) ※月額、税抜

区分		使用料	
一般 汚水	基本使用料	1,140円	
	従量使用料 (1m ³ につき)	1～10m ³	6円
		11～20m ³	126円
		21～30m ³	150円
		31～40m ³	174円
		41～50m ³	198円
		51～100m ³	224円
		101m ³ ～	245円
浴場 汚水	基本使用料	1,140円	
	従量使用料 (1m ³ につき)	1～10m ³	6円
		11～20m ³	126円
		21～30m ³	150円
		31m ³ ～	47円






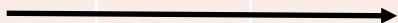

基本使用料、
従量使用料
ともに
一律+20%



改定後の体系(R8.1～) ※月額、税抜

区分		使用料	
一般 汚水	基本使用料	1,370円	
	従量使用料 (1m ³ につき)	1～10m ³	7円
		11～20m ³	151円
		21～30m ³	180円
		31～40m ³	209円
		41～50m ³	238円
		51～100m ³	269円
		101m ³ ～	294円
浴場 汚水	基本使用料	1,370円	
	従量使用料 (1m ³ につき)	1～10m ³	7円
		11～20m ³	151円
		21～30m ³	180円
		31m ³ ～	47円

水道料金・下水道使用料の改定に係る広報等のスケジュール

		R7年										R8年		
項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
料金改定関係条例				6/2~23 市議会 →条例案 可決							 改定後の料金・ 使用料適用 (R8.1以降初めての 検針までは旧料金 を適用)			
広報 周知	広報つるが	 料金改定に加え、上下水道事業の現状に対する 理解を深める内容を毎月掲載（計6回）												
	料金改定の チラシ								11/25 全戸配布					
	ホームページ	 経営検討委員会資料・答申等公開												
	情報@つるが	 料金改定の詳細公開												
	行政チャンネル	 スポット放送												
	市政広報ラジオ	 スポット放送												
	検針票													
上下水道フェス				7/27 ●										
経営検討委員会											2/12 委員会 (委嘱、進捗報告等)			

料金改定における広報 ①

広報つるが（令和7年8月号）

水道の改定前後の料金

■ 現行の水道料金 (2カ月あたり・税抜)					■ 改定後の水道料金 (2カ月あたり・税抜)						
メーター 口径	基本料金	従量料金 (1mあたりの単価)				メーター 口径	基本料金	従量料金 (1mあたりの単価)			
		1~ 20m	21~ 60m	61~ 200m	201m 以上			1~ 20m	21~ 60m	61~ 200m	201m 以上
13 mm	1,920円					13 mm	2,300円				
20 mm	2,280円					20 mm	2,740円				
30 mm	2,880円					30 mm	3,460円				
40 mm	3,360円					40 mm	4,040円				
50 mm	5,520円	4円	102円	114円	126円	50 mm	6,620円	5円	122円	137円	151円
75 mm	8,400円					75 mm	10,080円				
100 mm	10,800円					100 mm	12,960円				
共用 (1戸または 1世帯につき)	1,920円					共用 (1戸または 1世帯につき)	2,300円				

■ 現行の水道料金との比較 (使用者の多い口径を抜粋)

口径	現行の料金	改定後の料金	差額
13 mm	4,040円	4,840円	800円
20 mm	4,400円	5,280円	880円
50 mm	7,640円	9,160円	1,520円

<改定後の料金の計算例>
メーター口径13mmで、2カ月で40m使用した場合
①基本料金 2,300円
②従量料金 1~20m分 5円×20m = 100円
21~40m分 122円×20m = 2,440円
2カ月分の水道料金 (①+②) 税抜 4,840円

下水道の改定前後の使用料

■ 現行の下水道使用料 (2カ月あたり・税抜)									■ 改定後の下水道使用料 (2カ月あたり・税抜)										
種別	基本使用料	従量使用料 (1mあたりの単価)								種別	基本使用料	従量使用料 (1mあたりの単価)							
		1~20m	21~40m	41~60m	61~80m	81~100m	101~200m	201m以上	1~20m			21~40m	41~60m	61~80m	81~100m	101~200m	201m以上		
一般汚水	2,280円	6円	126円	150円	174円	198円	224円	245円	一般汚水	2,740円	7円	151円	180円	209円	238円	269円	294円		

■ 現行の下水道使用料との比較

種別	現行の使用料	改定後の使用料	差額
一般汚水	4,920円	5,900円	980円

<改定後の使用料の計算例>
一般汚水で、2カ月で40m使用した場合
①基本使用料 2,740円
②従量使用料 1~20m分 7円×20m = 140円
21~40m分 151円×20m = 3,020円
2カ月分の下水道使用料 (①+②) 税抜 5,900円

口径と使用水量は、2カ月ごとの検針時に配布する「使用水量等のお知らせ」で確認できます

問い合わせ先 経営企画課 ☎22-8147

令和8年1月1日から 上下水道料金を改定します

上下水道は、安全・安心な水の供給、公衆衛生の向上や水質保全など、市民生活や企業の経済活動にとって欠かすことのできないライフラインです。

将来にわたり、上下水道サービスを安定的に提供していくために、水道料金および下水道用料(集落排水処理施設使用料を含む)を改定します。

皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

上下水道事業の現状と料金改定の理由

上下水道事業は、施設整備や維持管理などにかかる費用を、主に上下水道の料金収入で賄っています。今後、人口減少により水需要は減少し続けると予測され、それに伴い料金収入の減少が見込まれます。

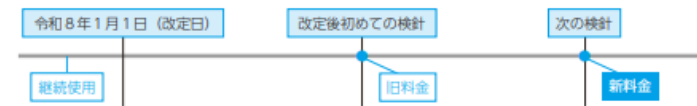
一方、高度成長期に整備した施設などの更新時期の到来により、老朽化した施設の更新や耐震化に多額の費用が必要となるため、現行の料金・使用料では、財源不足により計画的な建設改良工事の実施が困難となる見込みです。

これらのことから、将来にわたり健全な経営を維持し、皆さまに安定したサービスを提供し続けるために、上下水道料金の基本料金と従量料金の単価を一律20%引き上げる改定をお願いすることとなりました。

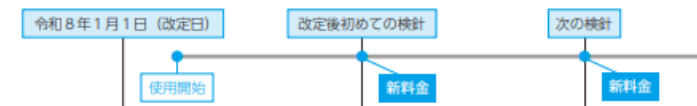
新料金を適用する時期

令和8年1月1日以降の使用分から新料金が適用になります。ただし、令和7年12月31日以前から継続して使用している場合は、経過措置により令和8年3月請求分までは旧料金となり、令和8年4月請求分から新料金が適用になります。

- 令和7年12月31日以前から継続して使用している場合
 - ▶ 奇数月検針の方 令和8年3月検針分(4月請求)から新料金
 - ▶ 偶数月検針の方 令和8年4月検針分(5月請求)から新料金



- 令和8年1月1日以降から使用を開始する場合
 - ▶ 初回の請求から新料金



料金改定における広報 ②

広報つるが (令和7年9月号)

みんなで守ろう！
～敦賀のきれいな水と暮らし～



9月10日は下水道の日です。

普段は目にする機会のない下水道ですが、実は私達の暮らしに欠かせない大切なインフラの1つです。

■ そもそも... 下水道ってなに？

下水道とは、各家庭や工場などから出た汚れた水を道路の下に埋まっている管を通して処理場に集め、きれいな水に変えて川や海に戻す施設のことを言います。

敦賀市では、汚れた水を天筒浄化センターに集め、さまざまな処理を経て海に流しています。

■ 流してはいけないもの

次のようなものを流すと、管が詰まって水が流れなくなったり、処理場やポンプ場が故障するため絶対に流さないでください。 ※これらは一例です！



問い合わせ先 下水道課 ☎22-8146

広報つるが (令和7年11月号)

暮らしを守る下水道

敦賀市の下水道事業は、昭和58年から供用を開始し、ご自宅から排水される汚水をきれいにして海に流したり、急な大雨による浸水被害を防ぐなど、**市民の皆さまの暮らしの当たり前を守る**ため、日夜さまざまな取り組みを行っています。今回は、そんな下水道事業の継続に欠かせない主な施設や、運転・維持管理に関するお金の話について紹介します。

▶ 天筒浄化センター

天筒浄化センターは、昭和58年度に供用を開始した下水処理場です。この浄化センターには1日当たり平均約25,000m³(小学校のプール約80杯分)の汚水が流れてきており、24時間365日休むことなく汚水をきれいにして海に流したり、水処理の過程で発生する汚泥を処理しています。

施設を使い始めてから40年以上が経過し、点検、清掃、分解整備などの維持管理を適正に行っていますが、老朽化による劣化が著しい機械も多数存在し、今後は大規模な施設更新に対応していなくてはなりません。

▶ 松島ポンプ場

松島ポンプ場は、昭和58年度に供用を開始した雨水排水ポンプ場です。このポンプ場は、異常降雨により増水した二夜の川の水を大型の排水ポンプによって至の川へ強制的に排水することで、松島地区の浸水被害を防ぐ重要な施設です。

現在は、近年増加傾向にある大雨に対応するため、ポンプ能力の向上や停電時でも排水を継続するための自家発電機の改築工事を行っています。

汚水処理のお金の話

天筒浄化センターには700点を誇る機械・電気設備があり、これら設備を用いて、人による常時監視のもと、自動制御しながら、24時間365日流れてくる汚水の水処理および汚泥処理を行っています。

毎日発生する主な費用は、電気、維持管理、汚泥処分等の費用であり、これらの合計は令和6年度実績で年間約4.8億円、1日当たり約130万円かかっています。このような費用は、近年の物価上昇により、年々増加しています。



広報つるが (令和7年10月号)

災害に強い水道を目指して

敦賀市の水道事業では、強靱な水道を目指し災害時にも水道水を安定供給できるよう、さまざまな取り組みを行っています。

老朽管の更新、管路の耐震化の実施

災害に強いライフラインを構築するため、古くなった水道管の更新や施設の耐震化を計画的に行っています。敦賀市では高度経済成長期に整備された多くの水道管や施設が更新の時期を迎えています。全ての更新を一度に行うことはできないため、現在は基幹管路のほか、重要給水施設である病院、指定避難所、福祉避難所への管路を優先して更新しています。



非常用の応急給水の確保

敦賀市では災害時の備えとして11池の配水池を応急給水として活用できる体制をとっており、約7日間の必要水量を確保しております。また、早急な応急給水活動を行えるよう、給水車を配備し災害に備えており、応援要請を受けた際には他市町での応急給水活動も行っていきます。



水道事業を身近に感じてもらうために

市民の皆さまに水道事業に関心を抱いてもらうため、昨年から毎年7月に「敦賀市上下水道フェス」を開催しています。今年は、実際に工事に使用する水道管をタイムカプセルに見立て、メッセージを記入する体験会などを行いました。



問い合わせ先 上水道課 ☎22-8144

検針票

※このお知らせで料金を徴収することはありません。料金の払込みもできません。登録番号 水道事業 16800020003680 下水道事業 18800020003679
使用水量等のお知らせ 今回検針日 令和7年01月24日
 請求年度・期 令和06年度6期 36521

使用場所 敦賀市中央町2丁目1-1	敦賀 太郎 様
使用期間 令和06年11月25日～令和07年01月24日	検針員 敦賀
水栓番号 99999999	メーター番号 99999999
	口径(mm) 30

今回指針	244	下水道	今回使用水量	15 m ³
前回指針	229		前回使用水量	15 m ³
今回使用水量	15 m ³		前年同期使用水量	12 m ³
前回使用水量	15 m ³			
前年同期使用水量	12 m ³			

※下水道をご利用の場合、使用料金は水道の使用量により算定します。また、メーター取替時の水量に数字が表示されている場合は、今回指針から前回指針を引いた水量と合算し、今回使用水量として表示されています。今回の「お支払い金額」は「今回検針日」の消費税等相当額です。

料金改定のお知らせ 令和07年02月27日
 07円(237円)
 消費税等相当額、金額は消費税等を含めた金額です。

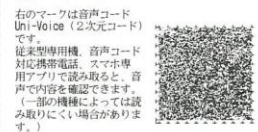
冬季は、積雪のためメーター検針が困難になります。積雪時にはメーターボックス付近の除雪や上に物を置かないなど、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。(裏面ごらんください)

登録番号 水道事業 16800020003680 下水道事業 18800020003679

口座振替済のお知らせ

使用場所 敦賀市中央町2丁目1-1	敦賀 太郎 様	
請求年度・期	令和06年度5期 10546	
口座振替日	令和06年12月25日	
使用期間	令和06年09月25日～令和06年11月25日	
内訳	使用水量	使用料金
水道 (消費税率10%)	15 m ³	(3,234 円) (294 円)
下水道 (消費税率10%)	15 m ³	(2,607 円) (237 円)
合計金額		5,841 円

※()内は各消費税等相当額。料金の各金額は消費税等を含めた金額です。上記金額を、貴指定の口座より振替させていただきますので、お預めください。このお知らせは、徴収書に代わるものですから大切に保管してください。



広報つるが (令和7年12月号)

水道管の凍結・破損にご注意!



寒波が訪れる季節となりました。これからの季節、気温が特に下がった日に水道管が凍結して水が出なくなったり、凍った水で水道管が破損したりすることがあります。水道管が破損して漏水が発生すると、水道料金が高額となったり、漏水箇所を直すために多額の修理費がかかったりします。ここでは、自宅で行える水道管の凍結防止策などをご紹介します。

❄️ こんなときは特に注意!

- ▶ 外気温がマイナス3℃以下になる恐れがある。
- ▶ 露出している水道管や蛇口がある。



- ▶ 屋外の日当たりが悪い場所や、冷たい風が当たる場所に水道管や蛇口がある。
- ▶ 長期で家を不在にする。

凍結してしまったら?

- ◆ 自然に解けるのを待つ。
- ◆ 蛇口にタオルなどをかぶせて、その上からゆっくりぬるま湯をかける。
※熱湯をかけると急激な温度変化によって、水道管が破損する場合があります。
- ◆ ぬるま湯を準備できない場合には、ドライヤーの熱で解凍する。
※凍結により蛇口を開けても水が出ない場合は、蛇口を開けたままにせず、必ず閉めるようにしてください。

タオルをかぶせてぬるま湯で!



タオルなど



凍結で水道管が破損してしまったら?

メーターボックス内の止水栓を閉めて水を止め、教習市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください(止水栓から宅内側の修理費は所有者の負担)。なお、メーターボックスが見当たらない場合は、破損した箇所をタオルなどで覆い、修理の依頼をしてください。アパートや社宅などの場合は、管理人に連絡し、修理の依頼をしてください。



▲教習市指定給水装置工事業者

水道管を凍結させないために

◆ 水道管に保温材を取り付ける

露出した水道管や蛇口には、ホームセンターなどで保温材を購入し、巻き付けてください。ただし、気温が著しく低下したときなどは保温材を巻き付けてあっても凍結することがあります。



保温材
毛布、タオルなどで代用可能

◆ 少量の水を流しておく

特に冷え込むことが予想される場合、蛇口を少し開いて、糸を引く程度に水を流しておくことで凍結しにくくなります。(バケツなどを置いて流した水をためておくとも有効に活用できます。)



円滑な検針にご協力ください

冬季は、積雪のためメーターボックスの位置が分からなくなったり、凍結でふたが開けなくなったりして、検針ができない場合があります。検針時には、メーターボックス付近の除雪と併せて、位置が分かるように目印を設置する、メーターボックスの上に物を置かないなど、円滑な検針にご協力をお願いします。



問い合わせ先 上水道課 ☎ 22 - 8144

広報つるが (令和8年1月号)

令和8年1月から上下水道料金を改定します

いつから変わるの?

- 令和7年12月31日以前から継続して使用している場合
- ▶ 奇数月検針の方 令和8年3月検針分(4月請求)から新料金
- ▶ 偶数月検針の方 令和8年4月検針分(5月請求)から新料金



- 令和8年1月1日以降から使用を開始する場合
- ▶ 初回の請求から新料金



どれくらい変わるの? (一般家庭の標準的な使用量を抜粋)

2カ月で40㎡使用した場合(税込)

水道料金	口径	改定前の料金	改定後の料金	差額
	13mm	4,444円	5,324円	880円

下水道使用料	種別	改定前の使用料	改定後の使用料	差額
	一般汚水	5,412円	6,490円	1,078円

教習市を除く県内8市平均
(令和7年4月現在)
水道料金・・・5,754円
下水道使用料・・・6,176円
合計・・・11,930円
教習市の改定後の
上下水道料金合計・・・11,814円

料金改定後の上下水道料金は?

● 改定後の水道料金 (2カ月あたり・税込)

口径	基本料金	従量料金 (1㎡あたりの単価)			
		1~20㎡	21~60㎡	61~200㎡	201㎡以上
13mm	2,530円	5.5円	134.2円	150.7円	166.1円
20mm	3,014円				
30mm	3,806円				
40mm	4,444円				
50mm	7,282円				
75mm	11,088円				
100mm	14,256円	共用			
(1戸または1世帯につき)		2,530円			

● 改定後の下水道使用料 (2カ月あたり・税込)

種別	基本使用料	従量使用料 (1㎡あたりの単価)						
		1~20㎡	21~40㎡	41~60㎡	61~80㎡	81~100㎡	101~200㎡	201㎡以上
公共下水道								
農業集落排水処理施設	一般汚水 3,014円	7.7円	166.1円	198.0円	229.9円	261.8円	295.9円	323.4円
漁業集落排水処理施設								
公共下水道	浴槽汚水 3,014円	7.7円	166.1円	198.0円	51.7円			

料金改定についての詳細は、各戸に配布した料金改定のお知らせや、市HPをご覧ください。



料金改定における広報 ④

全戸配布チラシ (令和7年11月)

将来にわたり、上下水道サービスを安定的に提供していくために

災害に強い水道を目指して

敦賀市の水道事業では、強靱な水道を目指し災害時にも水道水を安定供給できるよう、さまざまな取り組みを行っています。

老朽管の更新、管路の耐震化の実施

災害に強いライフラインを構築するため、古くなった水道管の更新や施設の耐震化を計画的に行っています。敦賀市では高度経済成長期に整備された多くの水道管や施設が更新の時期を迎えています。また、全ての更新を一度に行うことはできないため、現在は基幹管路のほか、重要給水施設である病院、指定避難所、福祉避難所への管路を優先して更新しています。



途中で断られた水道管

非常用の応急給水の確保

敦賀市では災害時の備えとして11池の配水池を応急給水拠点として活用できる体制をとっており、約7日間の必要水量を確保しています。また、緊急な応急給水活動を行えるよう、給水車を配備し災害に備えており、応援要請を受けた際には他市町での応急給水活動も行っています。



応急給水活動の様子

暮らしを守る下水道

敦賀市の下水道事業は、昭和58年から供用を開始し、ご自宅から排水される汚水をきれいにして海に流したり、急な大雨による浸水被害を防ぐなど、市民の皆さまの暮らしの当たり前を守るため、日夜さまざまな取り組みを行っています。

天筒浄化センター

天筒浄化センターは、昭和59年度に供用を開始した下水処理場です。この浄化センターには1日当たり平均約25,000㎡(小学校のプール約80杯分)の汚水が流れてきており、24時間365日休むことなく汚水をきれいにして海に返したり、水処理の過程で発生する汚泥を処理しています。敷地を使い始めるから10年以上が経過し、弁換、清掃、分解装置などの維持管理を適宜に行っていますが、老朽化による劣化が著しい機械も多数存在し、今後の大規模な施設更新に対応していかなければなりません。

下水道管の多くは

本市の下水道管は、昭和59年に供用を開始し、旧市街地では標準的な耐用年数とされる50年をむかえつつあり、管路の老朽化が進んでいます。計画的な管網の目標調査及びカメラ点検等を行い、漏れ箇所などの単発を未然に防ぐとともに、大規模な購入した管路の耐震化も実施しています。安全な生活と安定的な下水道サービスを支えるために、計画的な更新を行っていく必要があります。

●口径及び使用水量は検針時にお配りしている「使用水量等のお知らせ」でご確認いただけます



令和8年1月から 上下水道料金を改定します

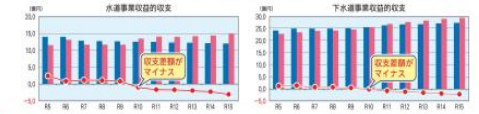
どうして料金改定するの？

上下水道は、安全・安心な水の供給、公衆衛生の向上や水質保全など、市民生活や企業の経済活動にとって欠かすことのできないライフラインです。

現在、敦賀市では老朽化した管や施設が多く、今後、施設等の更新や耐震化の工事に多額の費用が必要になります。しかし、将来予測を基に算定した投資・財政計画によると、水道事業、下水道事業ともに令和10年度の時点で収支差額がマイナス(赤字決算)となる見込みであり、このままでは財源不足により計画的な建設改良工事の実施は困難であると予想されます。

よって、将来にわたり、上下水道サービスを安定的に提供していくために、今回、水道料金及び下水道使用料(集落排水処理施設使用料を含む。)を改定することとなりました。

上下水道事業の収支見直し



いつから変わるの？

- 令和7年12月31日以前から継続して使用している場合
 - ▶奇数月検針の方 令和8年3月検針分(4月請求)から新料金
 - ▶偶数月検針の方 令和8年4月検針分(5月請求)から新料金



- 令和8年1月1日以降に使用を開始する場合



【料金改定に関するお問い合わせ先】

敦賀市水道部経営企画課
TEL: 0770-22-8147
メール: keieikikaku@ton21.ne.jp

料金改定についての詳細は
ホームページをご覧ください



改定後の水道料金 (2か月あたり・税込)

口径	基本料金	従量料金 (1m ³ あたりの単価)			
		1~20m ³	21~60m ³	61~200m ³	201m ³ 以上
13mm	2,530円				
20mm	3,014円				
30mm	3,806円				
40mm	4,444円				
50mm	7,282円	5.5円	134.2円	150.7円	166.1円
75mm	11,088円				
100mm	14,256円				
共用 (1戸または1世帯につき)	2,530円				

改定後の下水道使用料 (2か月あたり・税込)

種別	基本使用料	従量使用料 (1m ³ あたりの単価)					
		1~20m ³	21~40m ³	41~60m ³	61~80m ³	81~100m ³	101~200m ³
公下水							
共用水							
一般汚水	3,014円	7.7円	166.1円	198.0円	229.9円	261.8円	295.9円
集落排水処理施設							
浄化槽							
公下水							
共用水							
汚水	3,014円	7.7円	166.1円	198.0円		51.7円	

改定後の料金の計算方法 (2か月あたり・税込)

口径13mm、2か月で使用水量40m³の場合

水道料金: 基本料金 2,530円 + 従量料金 (1~20m³) @5.5円 × 20m³ = 110円 + (21~40m³) @134.2円 × 20m³ = 2,684円 = **5,324円**

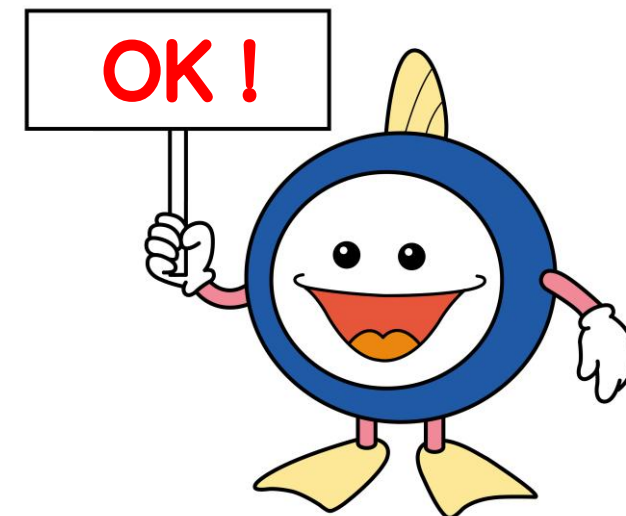
下水道使用料: 基本使用料 3,014円 + 従量使用料 (1~20m³) @7.7円 × 20m³ = 154円 + (21~40m³) @166.1円 × 20m³ = 3,322円 = **6,490円**

料金早見表 (抜粋) (2か月あたり・税込)

水道料金				下水道使用料				
使用水量 (m ³)	13	20	30	口径 (mm)	40	50	75	100
0	2,530	3,014	3,806	4	4,444	7,282	11,088	14,256
1	2,536	3,019	3,811	5	4,449	7,287	11,093	14,261
2	2,541	3,025	3,817	6	4,455	7,293	11,099	14,267
3	2,546	3,030	3,822	7	4,460	7,298	11,104	14,272
4	2,552	3,036	3,828	8	4,466	7,304	11,110	14,278
5	2,557	3,041	3,833	9	4,471	7,309	11,115	14,283
6	2,563	3,047	3,839	10	4,477	7,315	11,121	14,289
7	2,568	3,052	3,844	11	4,482	7,320	11,126	14,294
8	2,574	3,058	3,850	12	4,488	7,326	11,132	14,300
9	2,579	3,063	3,855	13	4,493	7,331	11,137	14,305
10	2,585	3,069	3,861	14	4,499	7,337	11,143	14,311
11	2,590	3,074	3,866	15	4,504	7,342	11,148	14,316
12	2,596	3,080	3,872	16	4,510	7,348	11,154	14,322
13	2,601	3,085	3,877	17	4,515	7,353	11,159	14,327
14	2,607	3,091	3,883	18	4,521	7,359	11,165	14,333
15	2,612	3,096	3,888	19	4,526	7,364	11,170	14,338
16	2,618	3,102	3,894	20	4,532	7,370	11,176	14,344
17	2,623	3,107	3,899	21	4,537	7,375	11,181	14,349
18	2,629	3,113	3,905	22	4,543	7,381	11,187	14,355
19	2,634	3,118	3,910	23	4,548	7,386	11,192	14,360
20	2,640	3,124	3,916	24	4,554	7,392	11,198	14,366
21	2,645	3,129	3,921	25	4,559	7,397	11,203	14,371
22	2,651	3,135	3,927	26	4,565	7,403	11,209	14,377
23	2,656	3,140	3,932	27	4,570	7,408	11,214	14,382
24	2,662	3,146	3,938	28	4,576	7,414	11,220	14,388
25	2,667	3,151	3,943	29	4,581	7,419	11,225	14,393
26	2,673	3,157	3,949	30	4,587	7,425	11,231	14,399
27	2,678	3,162	3,954	31	4,592	7,430	11,236	14,404
28	2,684	3,168	3,960	32	4,598	7,436	11,242	14,410
29	2,689	3,173	3,965	33	4,603	7,441	11,247	14,415
30	2,695	3,179	3,971	34	4,609	7,447	11,253	14,421
31	2,700	3,184	3,976	35	4,614	7,452	11,258	14,426
32	2,706	3,190	3,982	36	4,620	7,458	11,264	14,432
33	2,711	3,195	3,987	37	4,625	7,463	11,269	14,437
34	2,717	3,201	3,993	38	4,631	7,469	11,275	14,443
35	2,722	3,206	3,998	39	4,636	7,474	11,280	14,448
36	2,728	3,212	4,004	40	4,642	7,480	11,286	14,454
37	2,733	3,217	4,009	41	4,647	7,485	11,291	14,459
38	2,739	3,223	4,015	42	4,653	7,491	11,297	14,465
39	2,744	3,228	4,020	43	4,658	7,496	11,302	14,470
40	2,750	3,234	4,026	44	4,664	7,502	11,308	14,476
41	2,755	3,239	4,031	45	4,669	7,507	11,313	14,481
42	2,761	3,245	4,037	46	4,675	7,513	11,319	14,487
43	2,766	3,250	4,042	47	4,680	7,518	11,324	14,492
44	2,772	3,256	4,048	48	4,686	7,524	11,330	14,498
45	2,777	3,261	4,053	49	4,691	7,529	11,335	14,503
46	2,783	3,267	4,059	50	4,697	7,535	11,341	14,509
47	2,788	3,272	4,064	51	4,702	7,540	11,346	14,514
48	2,794	3,278	4,070	52	4,708	7,546	11,352	14,520
49	2,799	3,283	4,075	53	4,713	7,551	11,357	14,525
50	2,805	3,289	4,081	54	4,719	7,557	11,363	14,531
51	2,810	3,294	4,086	55	4,724	7,562	11,368	14,536
52	2,816	3,300	4,092	56	4,730	7,568	11,374	14,542
53	2,821	3,305	4,097	57	4,735	7,573	11,379	14,547
54	2,827	3,311	4,103	58	4,741	7,579	11,385	14,553
55	2,832	3,316	4,108	59	4,746	7,584	11,390	14,558
56	2,838	3,322	4,114	60	4,752	7,590	11,396	14,564
57	2,843	3,327	4,119	61	4,757	7,595	11,401	14,569
58	2,849	3,333	4,125	62	4,763	7,601	11,407	14,575
59	2,854	3,338	4,130	63	4,768	7,606	11,412	14,580
60	2,860	3,344	4,136	64	4,774	7,612	11,418	14,586
61	2,865	3,349	4,141	65	4,779	7,617	11,423	14,591
62	2,871	3,355	4,147	66	4,785	7,623	11,429	14,597
63	2,876	3,360	4,152	67	4,790	7,628	11,434	14,602
64	2,882	3,366	4,158	68	4,796	7,634	11,440	14,608
65	2,887	3,371	4,163	69	4,801	7,639	11,445	14,613
66	2,893	3,377	4,169	70	4,807	7,645	11,451	14,619
67	2,898	3,382	4,174	71	4,812	7,650	11,456	14,624
68	2,904	3,388	4,180	72	4,818	7,656	11,462	14,630
69	2,909	3,393	4,185	73	4,823	7,661	11,467	14,635
70	2,915	3,399	4,191	74	4,829	7,667	11,473	14,641
71	2,920	3,404	4,196	75	4,834	7,672	11,478	14,646
72	2,926	3,410	4,202	76	4,840	7,678	11,484	14,652
73	2,931	3,415	4,207	77	4,845	7,683	11,489	14,657
74	2,937	3,421	4,213	78	4,851	7,689	11,495	14,663
75	2,942	3,426	4,218	79	4,856	7,694	11,500	14,668
76	2,948	3,432	4,224	80	4,862	7,700	11,506	14,674
77	2,953	3,437	4,229	81	4,867	7,705	11,511	14,679
78	2,959	3,443	4,235	82	4,873	7,711	11,517	14,685
79	2,964	3,448	4,240	83	4,878	7,716	11,522	14,690
80	2,970	3,454	4,246	84	4,884	7,722	11,528	14,696
81	2,975	3,459	4,251	85	4,889	7,727	11,533	14,701
82	2,981	3,465	4,257	86	4,895	7,733	11,539	14,707
83	2,986	3,470	4,262	87	4,900	7,738	11,544	14,712
84	2,992	3,476	4,268	88	4,906	7,744	11,550	14,718
85	2,997	3,481	4,273					

料金改定に関する問合せ 計 23 件

- ・ 料金がいくら上がるのか 10 件
- ・ 料金改定をすることの確認 5 件
- ・ いつから料金が上がるのか 5 件
- ・ なぜ料金を上げるのか 2 件
- ・ 料金の計算方法 1 件



料金改定には概ね理解

2. 今年度以降の経営検討委員会の位置づけ

1 敦賀市上下水道事業経営検討委員会

将来にわたって安定的な事業運営を継続するための施策について、幅広く意見を求め、専門的な観点からも検討するために設置する委員会

これまでは必要に応じて、その都度設置・開催



令和7年度から常設

常設化の目的

- 経営状況を継続的に共有し、将来見通しを段階的に議論
- 説明責任を果たすため「料金改定を決めるための委員会」ではなく「将来に向けて備える委員会」へ

【令和7年度以降の委員会】

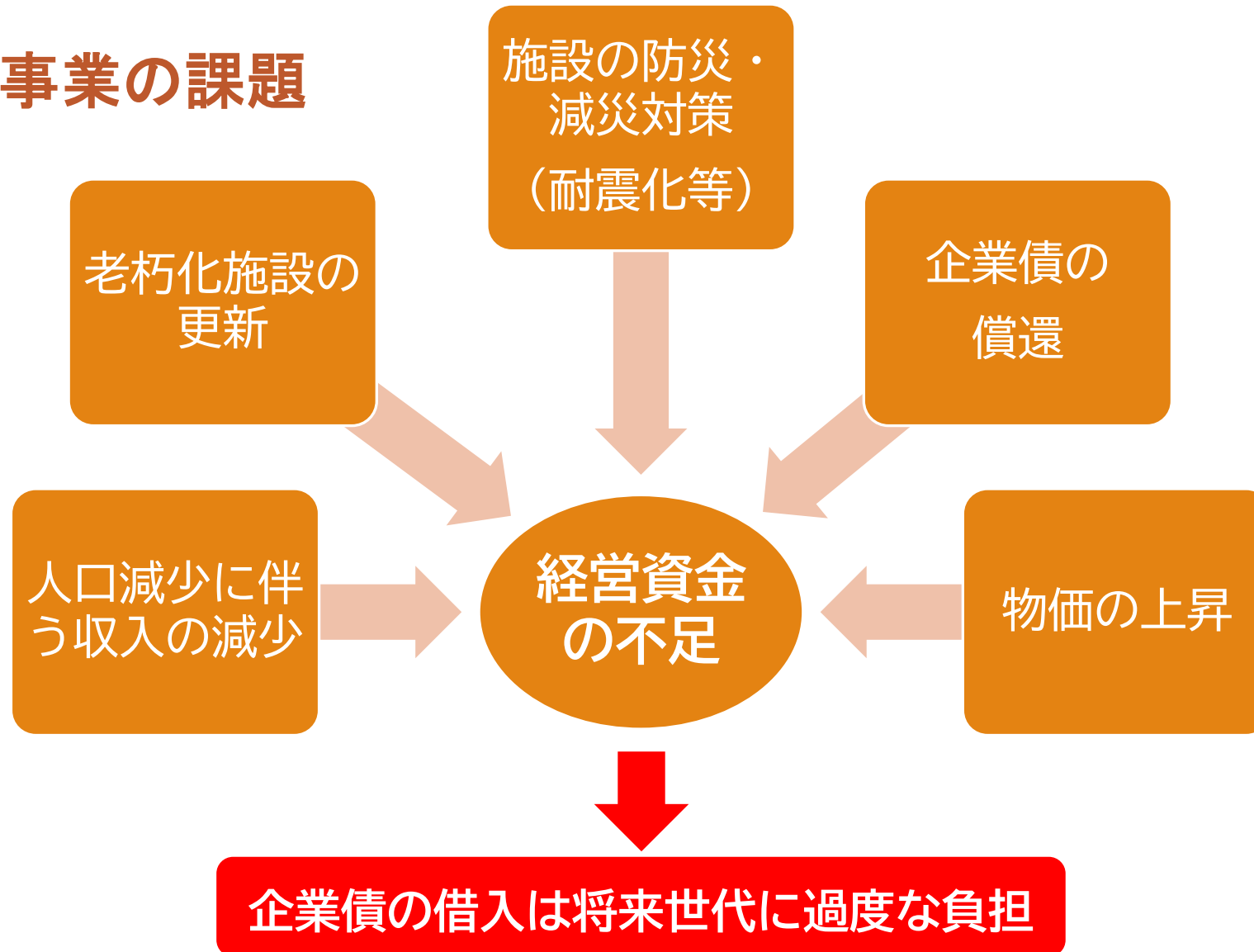
- (1) 委員任期 3年以内（再任を妨げない。）
- (2) 所掌事務
 - ・ 事業の経営状況と将来の収支見通しの分析に関すること
 - ・ 健全な経営を維持していくための具体的な施策に関すること

2 主な検討事項（案）

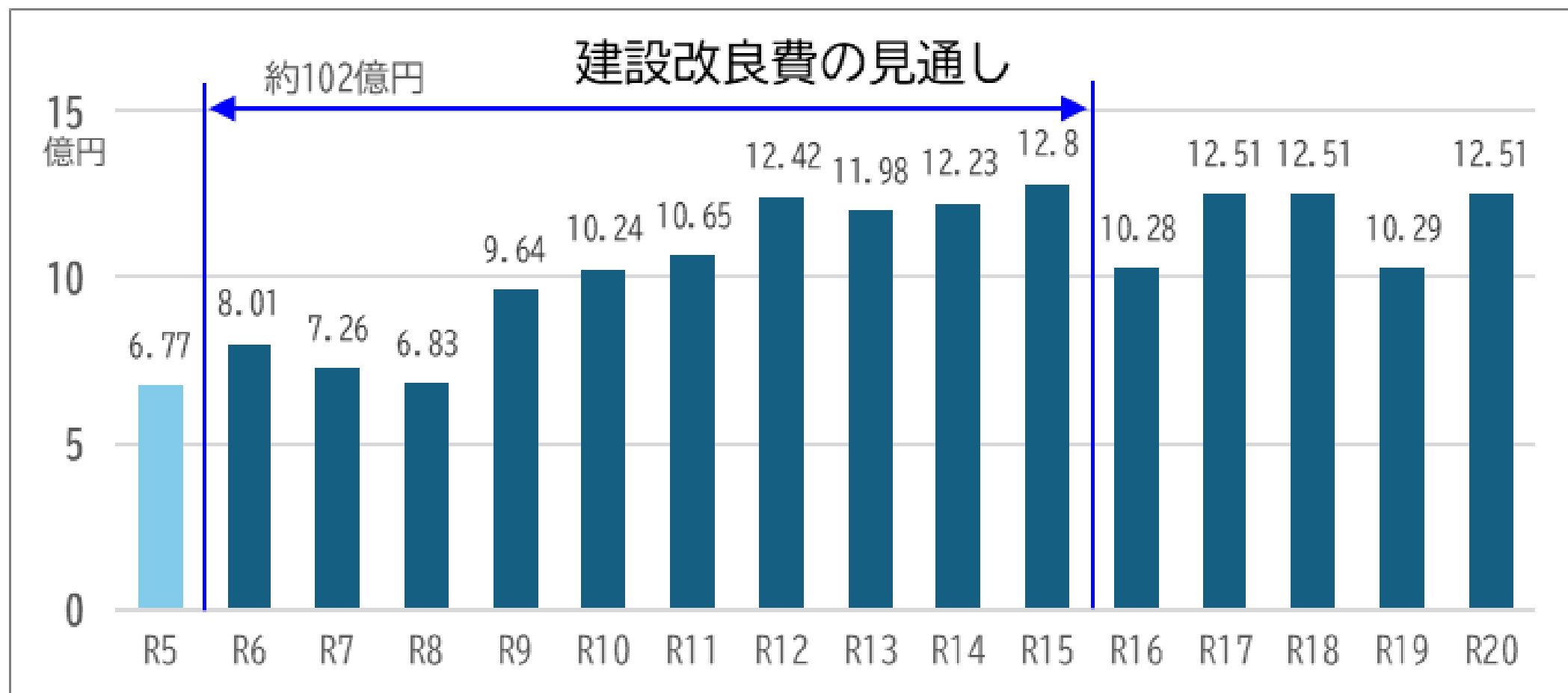
- ・ 経営戦略の進捗報告（経営指標の状況、投資財政計画の更新等）
 - ・ 経営戦略など各種計画の見直しに向けた検討
 - ・ 水道料金及び下水道使用料の適正化に向けた検討
- 決算状況など進捗報告を踏まえ、適切な時期に実施

3. 現在の上下水道事業の状況

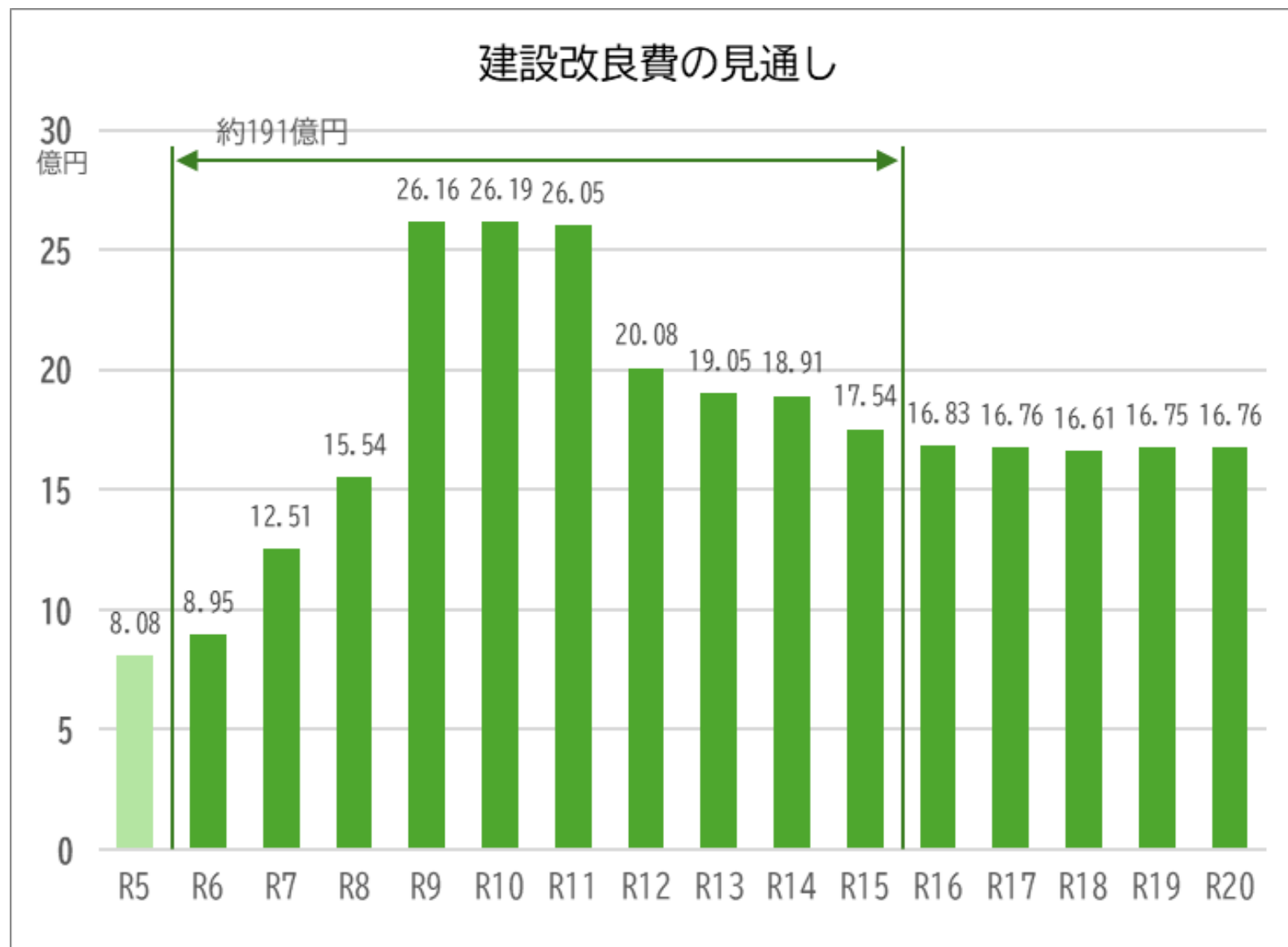
上下水道事業の課題

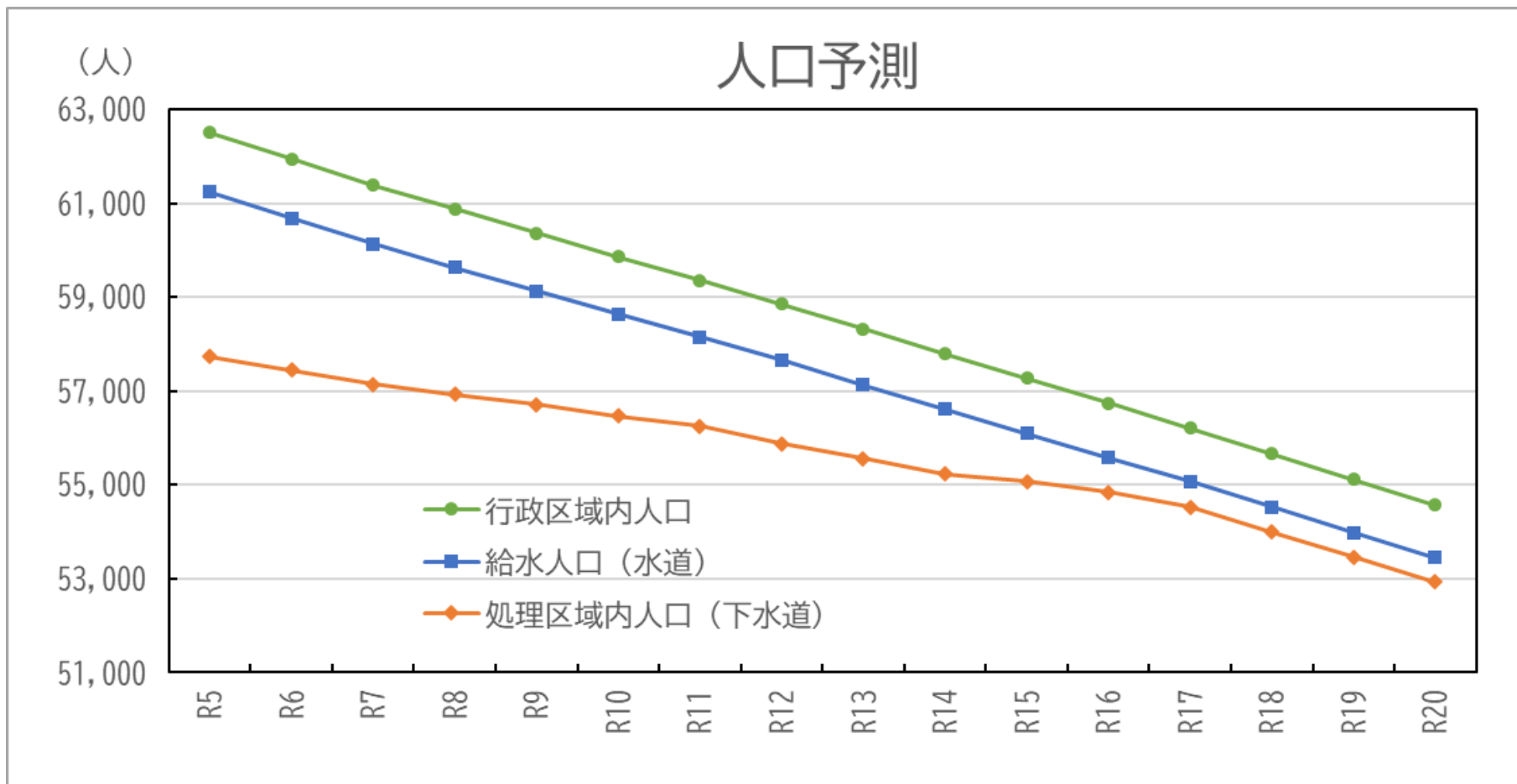


水道



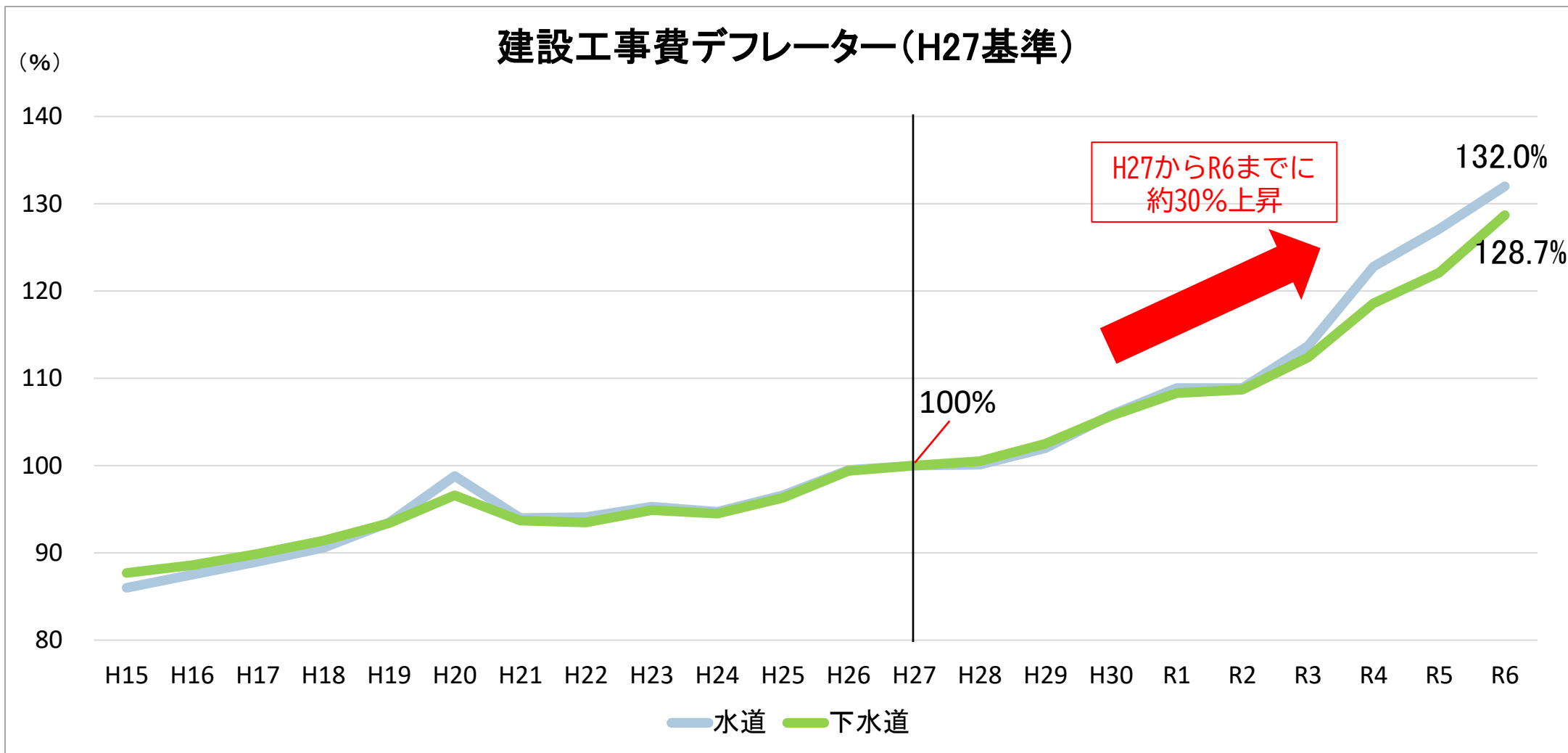
下水道



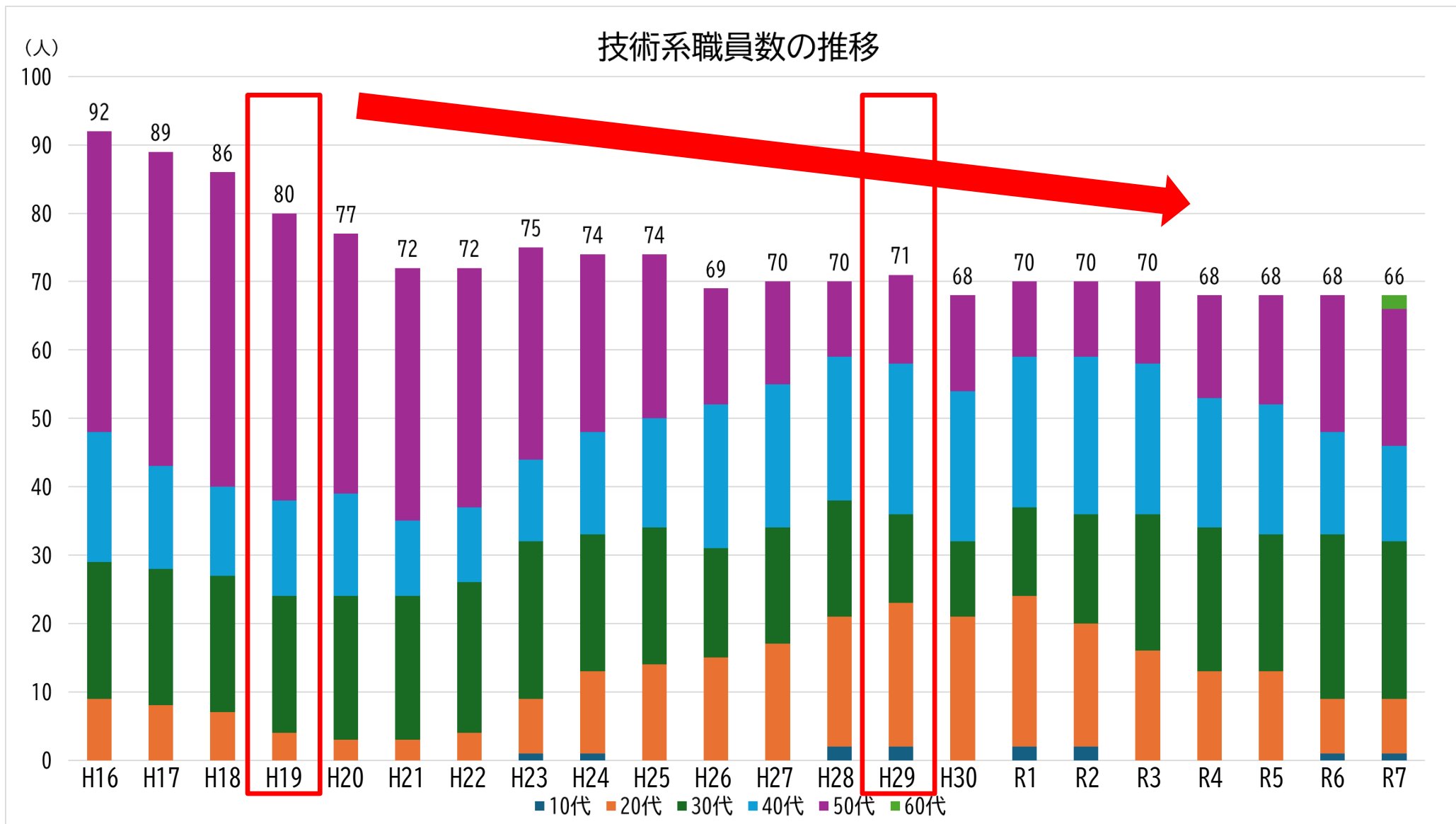


<今後25年間の人口予測>

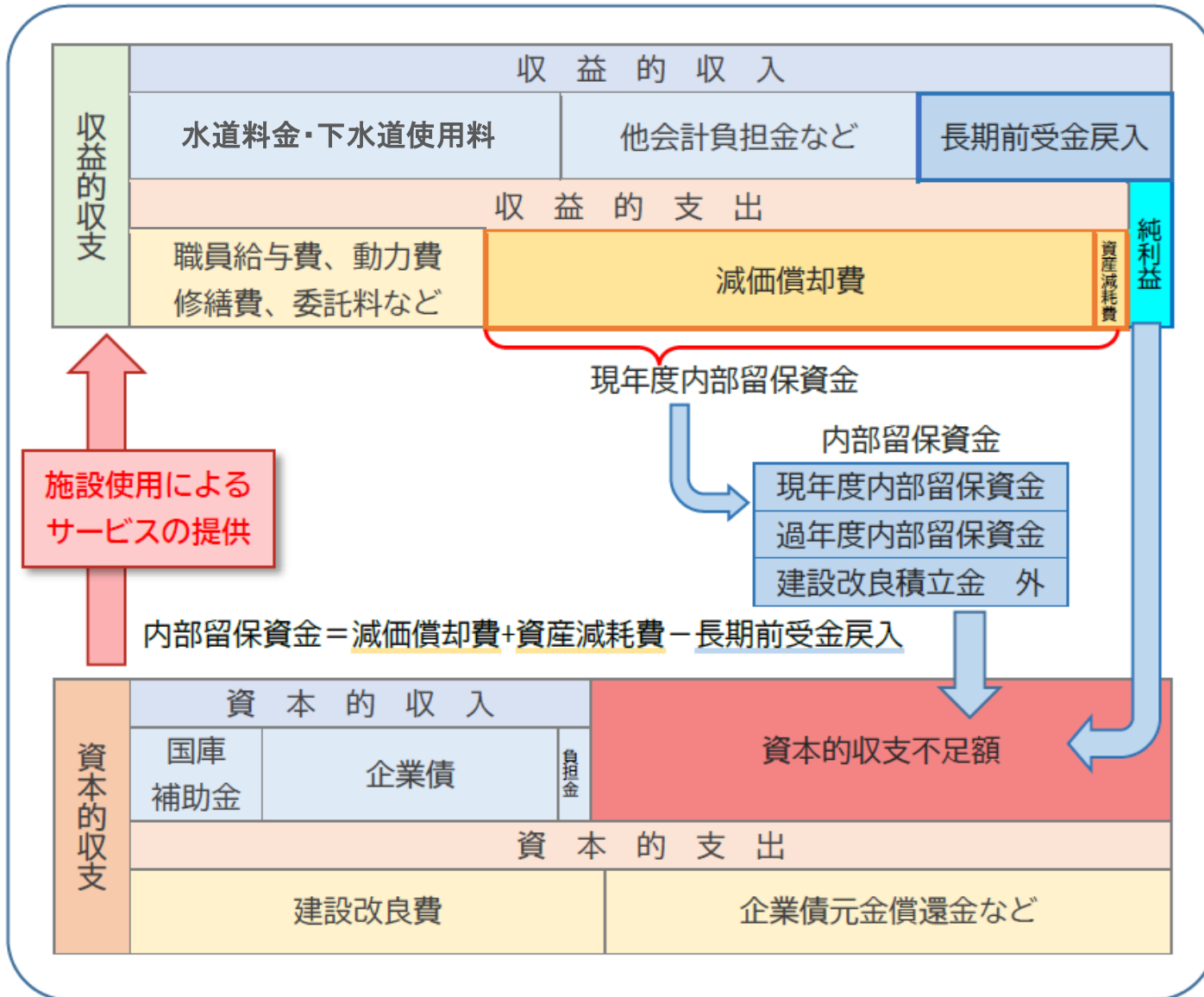
R7.3改定の水道事業経営戦略・下水道事業経営戦略では、「日本の地域別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所:令和5年12月公表)を基に、今後25年間の人口推計を行っています。さらに、この人口推計をもとに今後15年間の給水人口及び処理区域内人口を予測しています。



技術系職員の確保と技術力の継承が困難



上下水道事業会計の構造



用語	説明
収益的収支	経営活動に伴って発生する全ての収益と費用
他会計負担金	サービスを提供する対価として、市の一般会計から得られる収入
長期前受金戻入	施設の建設に対する補助金などを、取得した資産の減価償却による費用化にあわせて毎年収益化するもの
減価償却費	施設などの固定資産を取得した場合、その取得価額を資産の耐用年数に応じて毎年費用化するもの
資産減耗費	施設などの固定資産を除却(廃棄や改築)した場合に、この資産のまだ減価償却費として費用化されていない額を費用化するもの
内部留保資金	減価償却費などの現金の支出が伴わない費用から、長期前受金戻入など現金の収入が伴わない収益を差し引いたもの
資本的収支	施設の建設など支出の効果が次年度以降に及ぶものや企業債の元金償還金などの費用と、その財源となる収入
国庫補助金	施設の建設にあたって国から交付される補助金
企業債	施設の建設にあたって国や民間から借り入れる資金
建設改良費	主に施設の建設に係る費用
企業債元金償還金	企業債に対する返還金のこと。なお、利子の支払いは収益的支出の一部として計上

水道事業における経営指標

水道事業		敦賀市		類似団体 平均
		令和6年度	令和5年度	令和5年度
経営の健全性 ・効率性	経常収支比率 (%)	113.23	121.52	121.28
	料金回収率 (%)	106.96	118.76	107.11
	有収率 (%)	91.57	92.00	85.48
財政の健全性	流動比率 (%)	254.73	245.77	514.16
	企業債残高対給水収益比率 (%)	504.24	514.22	228.38
	給水原価 (円)	107.25	95.83	111.69
	施設利用率 (%)	49.19	49.08	59.08
	給水人口1人当たり企業債残高 (円)	86,790	87,486	29,586
老朽化の状況	有形固定資産減価償却率 (%)	49.52	48.43	49.88
	管路経年化率 (%)	20.66	21.13	21.28
	管路更新率 (%)	0.73	0.95	0.72

類似団体

給水人口、有収水量密度区分、水源別区分が似通っている7団体

東京都羽村市、石川県白山市、山梨県甲斐市、岐阜県羽島市、静岡県御殿場市
和歌山県岩出市、熊本県合志市

(参考) 水道事業における経営指標の解説

項目	指標の意味	分析の考え方	算定式
経常収支比率 (%)	事業の費用を収益で賄えているか	100%以上であることが必要	経常収益÷経常費用×100
料金回収率 (%)	給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているか	100%以上であることが望ましい	供給単価÷給水原価×100
有収率 (%)	施設の稼働が収益につながっているか	100%に近い方が望ましい	年間総有収水量÷年間総配水量×100
流動比率 (%)	短期的な債務に対する支払能力	100%以上であることが必要、200%以上が望ましい	流動資産÷流動負債×100
企業債残高対給水収益比率 (%)	企業債残高の規模	高い:投資規模や料金が適切か 低い:必要な更新を先送りしていないか	企業債現在高残高÷給水収益×100
管路更新率 (%)	管路の更新ペースや状況の把握	0.73 全ての管路を更新するには、137年かかる	当該年度に更新した管路延長÷管路延長×100
給水人口1人当たり企業債残高 (円)	1人あたりの企業債残高	低い方が望ましい	企業債現在高÷現在処理区域内人口÷10,000

下水道事業における経営指標

下水道事業		敦賀市		類似団体 平均
		令和6年度	令和5年度	令和5年度
経営の健全性 ・効率性	経常収支比率 (%)	108.99	106.50	108.28
	経費回収率 (%)	107.87	104.13	98.15
	水洗化率 (%)	92.46	92.10	93.67
財政の健全性	流動比率 (%)	58.83	33.69	61.75
	企業債残高対事業規模比率 (%)	1,107.07	1,135.02	803.09
	汚水処理原価 (円)	136.53	154.21	154.39
	施設利用率 (%)	74.60	69.79	67.10
	処理区域内人口1人当たり企業債残高 (円)	227,427	231,543	177,194
老朽化の状況	有形固定資産減価償却率 (%)	24.63	21.64	37.95
	管渠老朽化率 (%)	0.00	0.00	2.29
	管渠改善率 (%)	0.00	0.00	0.04
類似団体				
処理区域内人口、処理区域内人口密度、供用開始後年数、年間汚水処理水量が似通っている8団体				
北海道北広島市、山形県米沢市、栃木県真岡市、長野県塩尻市、岐阜県高山市、 静岡県富士宮市、佐賀県鳥栖市、大分県日田市				

(参考) 下水道事業における経営指標の解説

項目	指標の意味	分析の考え方	算定式
経常収支比率 (%)	事業の費用を収益で賄えているか	100%以上であることが必要	経常収益÷経常費用×100
経費回収率 (%)	かかった経費に対し適正な 下水道使用料水準となっているか	100%以上であることが必要	使用料収入÷汚水処理費(公費負担分を除く)×100
水洗化率 (%)	住民が下水道に接続してくれているか	100%であることが望ましい	現在水栓便所設置済人口÷現在処理区域内人口×100
流動比率 (%)	短期的な債務に対する支払能力は 十分か	100%以上であることが必要、 200%以上が望ましい	流動資産÷流動負債×100
企業債残高対事 業規模比率 (%)	投資規模や下水道使用料水準が適切か	低いほうが望ましい	$\frac{(\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額})}{(\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金})} \times 100$
処理区域内人口 1人あたり企業 債現在高 (万円)	1人あたりの企業債現在高	低いほうが望ましい	企業債現在高÷現在処理区域内人口÷10,000

上下水道事業における投資・財政計画

水道

R8に水道料金20%増額改定



		R6(決算)	R7(決算見込)	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
収益的 収支	①収益	1,430,475	1,401,680	1,510,210	1,456,664	1,444,970	1,432,611	1,422,221	1,409,789	1,396,490	1,382,481
	②費用	1,264,492	1,196,223	1,189,198	1,218,091	1,350,976	1,411,404	1,409,045	1,428,918	1,452,039	1,523,530
	③損益(①-②)	165,983	205,457	321,012	238,573	93,994	21,207	13,176	-19,129	-55,549	-141,049
資本的 収支	①収入	484,801	612,328	99,649	571,481	610,094	665,525	900,283	813,668	833,383	866,303
	②支出	1,080,593	1,472,417	810,661	1,326,058	1,364,690	1,395,623	1,537,199	1,482,489	1,484,701	1,526,276
	③不足額(①-②)	-595,792	-860,089	-711,012	-754,577	-754,596	-730,098	-636,916	-668,821	-651,318	-659,973

指標	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
料金回収率(%)	106.96	110.79	111.98	122.97	107.21	100.65	100.00	97.32	94.41	88.12
年度末補填財源残高(千円)	861,627	535,837	405,363	394,033	311,252	160,780	17,085	▲ 160,587	▲ 341,683	▲ 507,543
当年度純利益(千円)	165,983	205,457	321,012	238,573	93,994	21,207	13,176	▲ 19,129	▲ 55,549	▲ 141,049

下水道

R8に下水道使用料20%増額改定



		R6(決算)	R7(決算見込)	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
収益的 収支	①収益	2,501,945	2,459,787	2,775,644	2,737,816	2,768,135	2,841,718	2,884,592	2,896,621	2,929,242	2,949,415
	②費用	2,297,249	2,331,036	2,477,146	2,445,813	2,546,478	2,668,744	2,755,949	2,810,352	2,877,312	2,919,730
	③損益(①-②)	204,696	128,751	298,498	292,003	221,657	172,974	128,643	86,269	51,930	29,685
資本的 収支	①収入	1,177,350	2,405,529	949,802	2,741,227	2,793,427	2,769,727	2,100,827	2,047,527	2,019,927	1,875,397
	②支出	1,852,133	3,522,347	1,992,993	3,665,752	3,930,406	3,730,857	3,024,071	2,965,628	2,856,247	2,716,513
	③不足額(①-②)	-674,783	-1,116,818	-1,043,191	-924,525	-1,136,979	-961,130	-923,244	-918,101	-836,320	-841,116

指標	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
経費回収率(%)	107.87	98.77	112.50	116.79	111.66	106.14	102.09	99.56	96.65	94.98
年度末補填財源残高(千円)	362,624	246,400	198,514	443,785	540,672	813,815	1,127,261	1,421,953	1,793,518	2,147,623
当年度純利益(千円)	204,696	128,751	298,498	292,003	221,657	172,974	128,643	86,269	51,930	29,685

令和7年度の主な事業内容（水道事業）

●令和7年度既決予算額(主要事業抜粋)

管路改良事業費 533,980千円

- ・昭和系北部配水管路改良工事
- ・櫛川地区配水管路改良工事
- ・山泉地区配水管路改良工事

設備改良事業費 400,495千円

- ・昭和浄水場配水ポンプ更新工事、制御盤更新工事

実施設計業務委託 74,378千円

- ・天筒配水池更新

ウォーターPPP検討事業費 40,000千円

- ・導入可能性調査、公募資料作成支援



令和7年度の主な事業内容（下水道事業）

●令和7年度既決予算額(主要事業抜粋)

汚水管渠整備事業費 424,632千円

- ・道口地区管網整備(汚水)工事
- ・山泉地区管網整備(汚水)工事

雨水管渠整備事業費 358,544千円

- ・呉羽幹線(雨水)築造工事

処理場改築事業費 447,262千円

- ・天筒浄化センター中央監視装置更新工事

ポンプ場改築事業費 990,000千円

- ・松島ポンプ場排水ポンプ等更新工事

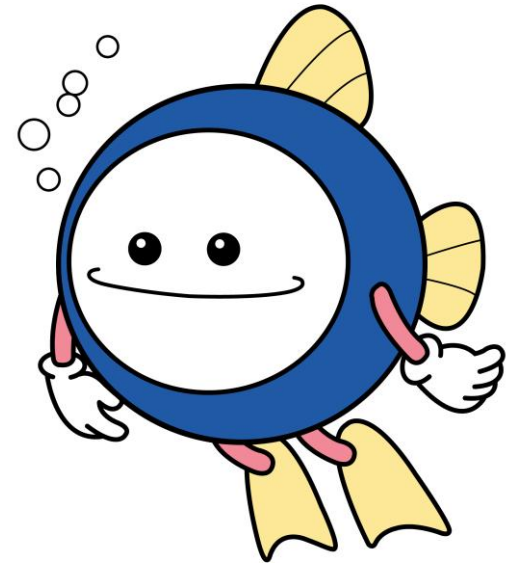
ウォーターPPP検討事業費 40,000千円

- ・導入可能性調査、公募資料作成支援



4. 今後の検討事項

- ① 経営分析、経営改善
- ② 施設更新・耐震化の考え方
- ③ 人材確保・業務効率化
- ④ 各計画の見直し
- ⑤ 適正な上下水道料金



適正な上下水道料金の検討

水道

主な検討事項は以下の3点となります

①基本料金と従量料金の収入割合

水道料金（1か月当たり/税抜） 令和8年1月の改定後の料金体系

口径	基本料金 (円/月)	従量料金 (円/m ³)			
		1-10m ³	11-30m ³	31-100m ³	101m ³ ~
13mm	1,150				
20mm	1,370				
30mm	1,730				
40mm	2,020	5	122	137	151
50mm	3,310				
75mm	5,040				
100mm	6,480				

③従量料金の累進度の設定

②口径別基本料金の設定

適正な上下水道料金の検討

下水道

主な検討事項は以下の3点となります

①基本使用料と従量使用料の
収入割合

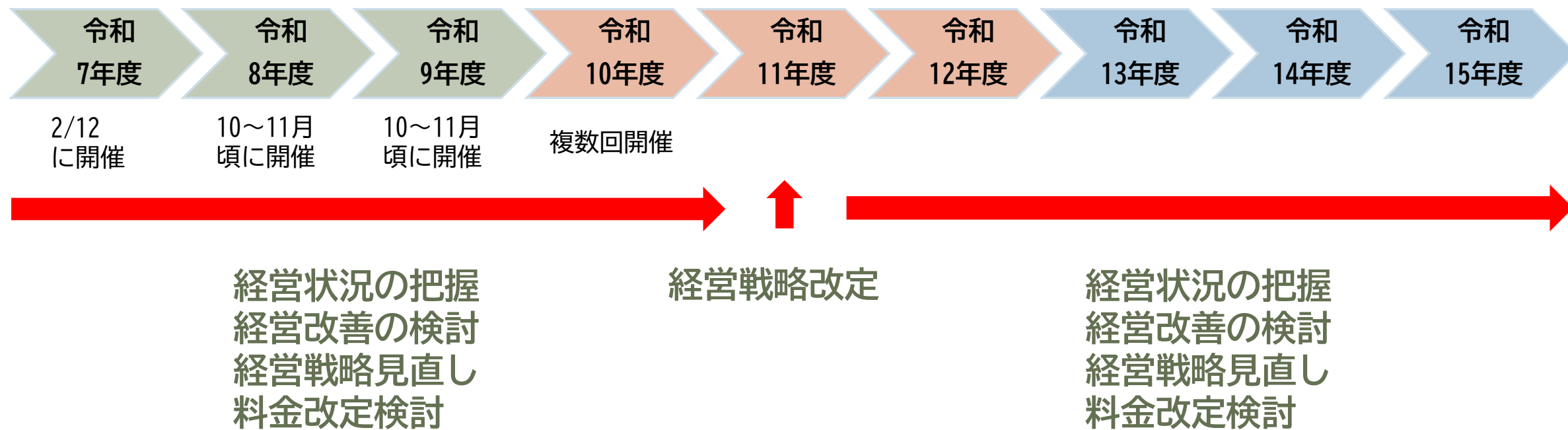
下水道使用料（1か月当たり/税抜） 令和8年1月の改定後の料金体系

用途	基本 使用料 (円/月)	従量使用料 (円/m ³)						
		1-10m ³	11-20m ³	21-30m ³	31-40m ³	41-50m ³	51-100m ³	101m ³ ~
一般汚水	1,370	7	151	180	209	238	269	294
浴場汚水	1,370	7	151	180	47			

②用途別基本使用料の設定

③従量使用料の累進度の設定

今後のロードマップ



ウォーターPPP

令和7年度は、委託可能な対象事業と、その対象業務について事業計画案を作成し、導入可能性調査により、実現可能性や市場性を有しているか等を確認した。

事業規模：10年間で約265.3億円

項目	事業計画案
委託方式	水道+下水道+集落排水を一体化した包括委託
委託期間	令和10年4月1日～令和20年3月31日（10年間）
事業者選定方式	公募型プロポーザル方式
契約方法	優先交渉権者+敦賀市管工事協同組合の共同出資により設立する特別目的会社との業務委託契約
対象施設	水道施設1式、下水道施設1式、集落排水施設1式
対象業務	維持管理業務、運転監視業務、更新計画案策定業務、更新工事業務、料金窓口業務、統括管理業務等

